

第 7 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録
会長 笹沼恭一は、令和 3 年 1 月 1 3 日午後 1 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 7 階第 1 委員会室に招集した。

出席委員（15名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	8 番 一 木 克 昭
9 番 雨 谷 克 己	1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文
1 2 番 浅 井 紘 一	1 6 番 関 成 一	1 7 番 皆 川 晃
2 1 番 園 部 優	2 2 番 大 圖 金 雄	2 3 番 小 島 雄 一

欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	1 3 番 市 村 正 司	1 4 番 吉 澤 勇
1 5 番 笹 沼 恭 一	1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代
2 0 番 高 安 幸 一	2 4 番 外 岡 健 寿	

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平	農政係	青 木 貴

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 保留分の再審議について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第 7 号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第 8 号 事務局職員の人事について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、皆様、新年明けましておめでとうございます。また、本年もよろしくお願いいたします。

本日出席予定の委員の皆様、全員お揃いでございます。渡邊代理、開会をお願いいたします。

会長代理 皆さん、おめでとうございます。

ご家族でつつがなく新年を迎えられること、心からお喜び申し上げます。

本日は、笹沼会長がAグループに入っており、参集対象外のため、私が議長をすることになりました。本日提案される議事が円滑にいきますよう、ひとつよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより第7回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は8名でございます。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出でございますけれども、お諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声ございましたが、議長が指名いたしますことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

12番の浅井委員、16番、関委員にお願いをいたします。

続きまして、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第7回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が15件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が28件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が5件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が22件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農地の移動届出が2件、農地改良協議が2件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして 85 件が本日の審議総括となっております。
説明は以上でございます。

議 長 それでは，議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。19 番，軍地委員の代理発言となります。

この案件ですが，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員さんから許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をよろしく

お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

園部委員 21番、園部です。

第7項について1月5日に現地調査を行いました。私の説明が入る前に、現地の写真を見ていただきながら説明したいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

議 長 はい、結構です。

園部委員 それでは、説明に入りたいと思います。

まず最初のページ、位置図Aとなっています。これは飯富町地内の申請地、面積は408平方メートルのところ、ページを1枚めくっていただきたいと思います。この農地には、写真のとおり碎石混じりのような土が盛られておまして、またソテツかと思われるような木が1本植えられていました。また、薪のような木々が積み重ねてあり、近くには井戸が掘られてありました。そして本日調査した結果、トラックで土を運び入れ、土盛していたというところでもあります。

また、1月5日に耕作計画等を譲受人にお伺いしましたところ、自家用の野菜を作りたいということでありました。そしてまた、別のところの畑におきましては、ダリアを栽培したいという話でございました。しかしながら、11月の総会で、譲受人は飯富町の畑を農地法第3条によって取得しています。場所は飯富町にあります北消防署飯富出張所の西側の農地であります。

次のページにつきましては、先ほど説明した既に取得した農地のところでございます。

位置図のBというところなんですけれども、これは国道123号線から見たところの写真であります。低いところでは約2メートルほどの高さまで土盛りをされていまして、その土はやはり碎石混じりでございました。

そして、その次のページをめくっていただきたいと思います。

写真のとおり芝生が植えられてございまして、周りが木の柵で囲まれております。このような状態でございますので、一層の調査が必要と判断されるため、今回は審議保留が適切かと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま関係委員から意見がありました。

ここで提案でありますけれども、本申請に対しては、調査会を設置して、複数の委員によって申請者からの意見聴取や現地確認を行うなど、より慎重に調査を行った上で、来月2月の総会で再審議をしていきたいと考えております。何かご意見等はございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 特に意見がないようですので、今月の審議は保留として、調査会を設置して調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、今月の審議は保留とし、調査会を設置することと決定いたします。

なお、調査会委員の人選については、12月に実施しました調査会と同じ区内であるために、同じ委員で組織することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、調査会の委員を決定いたします。

なお、調査会の委員は、総会終了後に事務局へお集まり願ひします。

地区担当の皆川会長代理、中部地区対策班長の今関委員、飯富地区担当の園部委員、隣接地区担当の高安委員と吉澤委員の5名で調査会の委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、調査会の委員を決定いたします。

なお、調査会の委員は、総会終了後に事務局へお集まりをお願ひします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明願ひします。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員さんのご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番、江橋ですが、これは 2 番、高橋委員と 13 番、市村委員の代理発言です。

10 項について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番、江橋です。

この案件については、13 番、市村委員の案件ですが、代理発言になります。

第 11 項について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、12項を上程いたします。
事務局で説明願います。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。第12項については13番、市村委員の代理発言ということ
でよろしく申し上げます。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われ
ます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いた
します。

次に、第13項を上程いたします。
事務局で説明願います。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条
第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。第13項について、これも13番、市村委員の代理発言とな
ります。

この第13項についても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われ
ます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。
事務局で説明願います。

事務局 第 14 項をございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 6 番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。
第 15 項を上程いたしますが、この案件は、小島委員が関係してまので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席を願います。

(小島雄一委員退席)

議 長 事務局から説明願います。

事務局 第 15 項をございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 22 番、大圖です。24 番の外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

議 長 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、これは申請者に、隣の農地に迷惑がかからないように申し入れをし、擁壁とフェンスを用いて、田にごみが入らないように施工するという条件の下で許可相当といたします。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番, 江橋です。

この案件について, 2 番, 高橋委員の代理発言です。

第2項について調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行令第4条第1項第2号のイの例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われますが, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局長 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。第5項ですが，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員会からのご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員会から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，7項と8項は関連がございますので，併せて上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第7項及び第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員会のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

第7項，第8項ともに調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員会から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と病院が2か所以上あることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と病院が2か所以上あることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に第 11 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番の関です。15 番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろ

しくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項と第14項は関連がございますので、併せて上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第13項及び第14項はまとめてご説明いたします。内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

第13項、第14項の案件につきまして、農地法に照らして隣接農地所有者から営農上の支障が懸念されるとの声がある以上、保留が妥当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から保留とのご意見でございます。いかがでしょうか。保留でよろしいでしょうか。

はい、浅井委員、どうぞ。

浅井委員 12番、浅井です。調査会は設けるんですか。

皆川(晃)委員 調査会はいいんじゃないですか。農地法的には別に何ら問題ないんだもの。

議 長 調査会は設けずによろしいそうです。

浅井委員 はい。

議 長 そのほか関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番，園部です。この太陽光発電設備の設置に伴って，地域における農地集約上の課題が考えられます。

もう一つ，十分な雨水の排水対策が示されておりません。

以上です。

議 長 ただいま関係委員から保留とのことをございました。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 保留で異議なしとのことをございますので，保留と決定いたします。

次に，第 15 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 15 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番，園部です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 16 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 16 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番, 関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番, 関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番，雨谷です。14 番，吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と
思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第23項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第23項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と

思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

この件に関しまして調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第24項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第24項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

この件に関しまして調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 25 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番，江橋です。2 番，高橋委員の代理発言です。

この案件について調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 26 項を上程いたします。

事務局で説明願ひます。

事務局 第 26 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番，江橋です。

この案件について調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第 27 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 27 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

小島委員 23 番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 28 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 28 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内にある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 22 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 保留分の再審議についてを上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、申請人は、平成29年12月に一時転用許可を受けて資材置場を設置していましたが、引き続き使用したい旨の申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 この案件は昨年、調査会を設置して調査を行った経緯があります。調査会を代表して、皆川会長代理からご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

保留分の再審議について、調査会を代表して、私から意見を申し上げます。

調査は令和2年12月22日に、私、それから中部地区対策班長の今関委員、地元、飯富地区担当の園部委員、それから隣接地区の国田地区担当の高安委員、山根地区担当、吉澤委員の5名で行いました。

調査した結果、1点目、資材の設置について、転用計画に平成29年に許可を受けて資材置場を設置しているが、引き続き資材置場として使用したいとの記載がありましたが、現地に行ったところ、資材はほとんど置かれていませんでした。この件を申請者に尋ねてみたところ、パネルとパネルの間、パネルの下部を含め敷地内の全てが資材置場であるということでしたが、調査会としては資材置場として使用されているとは言えないと判断いたしました。

それから、2点目、屋敷としての使用についてです。転用計画に以前から屋敷として利用し、引き続き屋敷として利用したいとの記載がありましたが、どう見ても、隣接の自宅敷地と申請地に対する使用はされず、宅地としての利用は認められませんでした。

そして、3点目、太陽光発電設備の設置についてです。転用計画に太陽光発電設備を設置しており、引き続き売電を行うとの記載があり、申請地はそのとおりになっていました。水戸市農業委員会としては、太陽光発電設備の設置を許可した事実はなく、

申請者に聞き取りをいたしました。そのことについてやむを得ない事情も認められませんでした。

以上のことから、本申請の転用計画と実際の土地の利用状況が著しく相違しており、本申請は形式要件を大きく欠いているということ、また、これまでこの申請者に対して、違反転用の疑いがあるため指導を行った経緯があることから、本申請は許可することはできず、却下した上で、他の用途で申請を出し直すように指導が必要だと考えております。

皆様のご審議、ご意見をお願いいたします。

議長 長 ただいま調査会を代表して皆川会長代理から却下相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「却下相当で異議なし」の声あり)

議長 長 却下相当とのごことで却下と決定いたします。

なお、申請人に対しては、ほかの用途で転用申請をお出しになりますよう文書で指導を行ってまいります。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に安藏委員に関係する案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(安藏久男委員退席)

議長 長 事業担当課から先行して説明を願います。

事業担当課 お手元の資料、別紙1をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、安藏委員に係る利用権設定農地についてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の5ページに載せてございます。

5ページの35番、36番の計2筆となります。

こちらは田が新規設定のみで4,695平方メートル、設定期間5年間、設定者2名、取得者1名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年1月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 次に、園部委員に係る案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(園部 優委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 それでは、園部委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の8ページ、9ページに載せてございます。

8ページの62番、9ページの71番の計2筆となります。

こちらは田が新規設定のみで859平方メートル、畑が新規設定のみで2,175平方メートル、設定期間7年間、設定者2名、取得者1名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年1月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、園部委員に着席を求めます。

(園部 優委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が17万4,458平方メートル、うち再設定3万3,205平方メートル、畑が9万2,036平方メートル、うち再設定3万4,343平方メートル、設定者62名、取得者26名、うち再設定の設定者32名、取得者19名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年1月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

また、今月より、借り手が公益社団法人茨城県農林振興公社となっている農地につきましては、転貸先をリスト化して載せてございます。23ページをご覧ください。

この一覧の見方についてですが、一番左の項目の農地No.は、先ほど説明した集計表とリンクしています。例えば農地No.3番から6番については、1ページの集計表の農地No.と一致していますので、ご確認くださいと思います。

また、一覧の契約者、23ページに戻っていただきまして、一覧の契約者（相続人）については所有者、農家／法人名については転貸先の耕作者を表しています。一覧の見方で分からないことがあれば、質問等いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで6,043平方メートル、畑が再設定のみで8,096平方メートル、設定者1名、取得者3名でございます。

賃借権等設定年月日は、令和3年3月1日を予定しております。

設定者については、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしと回答することと決定いたします。

ここで担当課は退席ということです。ご苦労さまでした。

それでは、議案第7号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 お手元の資料、別紙3をご覧ください。

議案第7号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明をいたします。

農地の非農地判断につきましては、昨年11月の荒廃農地パトロールにおいて「森林の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難である。」と地区の担当農業委員・推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また、法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送

付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたけれども、該当する地区の関係委員から意見を聞いて判断したいと思います。

まず、酒門地区からお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

1 番から 13 番目の土地ですが、この件について現地を調査検討したところ、現地は山林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であると思われるので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、緑岡地区，お願いいたします。

関委員 16 番の関です。15 番，笹沼委員の代理発言です。

14 番から 16 番の平須町の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地とされますので、皆様，ご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、渡里地区，お願いいたします。

安藏委員 10 番，安藏です。

17 番から 21 番の田野町の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地とされますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、国田地区，お願いいたします。

一木委員 国田地区，8 番，一木です。

22 番から 24 番の上国井の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地とされますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、河和田地区，お願いいたします。

関委員 16 番の関です。

25 番から 41 番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元することは困難であるため、非農地と思われまので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、上中妻地区、お願いします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

42 番から 45 番までの件ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われまので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、鯉淵地区、お願いいたします。

浅井委員 12 番、浅井です。

46 番から 51 番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われまので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、鯉淵地区、お願いいたします。

深谷委員 6 番、深谷です。同じく 52 番から 54 番の土地ですが、調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われまので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、中妻地区、お願いいたします。

大圖委員 22 番、大圖です。

55 番から 60 番までの土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われまので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまそれぞれ関係委員さんから非農地が妥当だとのご意見でございますが、それぞれの地区、いかがでしょうか。非農地が妥当でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 非農地として異議なしとのことですので、異議なしと認め、非農地とすることに決定をいたします。

次に、議案第8号 事務局職員の人事についてを上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 それでは、別紙4をご覧ください。

議案第8号 事務局職員の人事について。

事務局職員の人事について、会長へ一任することで同意を得たい。

令和3年1月13日提出。

水戸市農業委員会会長，笹沼恭一。

参考としまして、農業委員会等に関する法律を記載しております。

第26条，農業委員会に職員を置く。第3項，職員は，農業委員会が任免すると規定されておりますが，慣例によりまして，会長に人事権について一任することについて，皆様からの同意を求めるものであります。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 会長に一任することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、事務局職員の人事については会長に一任することに決定をいたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，第5号，第6号，第7号につきましても，資料のとおりでございます。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、全て議案が終了いたしました。
以上をもちまして第7回総会を閉会といたします。
ご審議ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分